

平成 22 年度第 1 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 22 年 4 月 8 日（木）18 時 45 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を開会します。御質問を早速受けたいと思いますので、どなたからでも結構でございます。

○記者

今回、認定 N P O 法人の認定に当たって地方団体の部分も検討課題として出てきたわけですが、一方で、仮に悪質な業者が入ってこないようにというリスク管理の部分も問われてくると思うのです。

また、今、国税庁の方で、専任の職員を付けてやっている部分を、仮に地方でやるとしたら、その辺りのコストがかかりますし、その辺りの対応は、今後の検討課題だと思うのですが、現時点の考え方がもしあればお聞きしたいのですが。

○渡辺総務副大臣

当然、その議論は随分ありました。税逃れに利用されないように、田中先生という学識経験者の方からも N P O の質を落とさないようにという指摘もありまして、当然、所管する役所の窓口がしっかりチェックすることは勿論ですけれども、そのあとのフォローアップも、今までも国税庁が認定しますと、その後ほとんどできていないのです。

ですから、やはり自治体は何らかの形で、定期的な報告を義務づけることもできるかどうかわかりませんが、やはりちゃんとウォッチをする。できれば認定 N P O 法人に対して、やはりオンブズマン的なものとか、地域の中に第三者委員会的なものをつくって、活動がちゃんと行われているかどうか、我々は性善説に立って制度をつくるわけですけれども、あまり増えてくると目が届かなくなって、中には劣化するようなことがあったらいけませんので、この制度を持続可能なものにするためには、やはり何か不祥事が出てきたりすると、ほら見ろということになりますので、そこはやはり N P O のオンブズマンのような形で自治体なりが第三者委員会できっかりと、例えば定期的に報告を受けるとか、活動内容を把握するとか、そういうことが必要ではないかというふうに思っております。

当然、それは自治体と協議するときに考えていこうと思いますし、もし悪用した場合には、当然いろんな優遇措置を受けてきたわけですから、そのペナルティーというものはしっかりさせないと、やり得みたいなことになってはいけませんので、性善説には立ちますけれども、その点についてはどういう形でやるのがいいのか、それもこれから制度をまとめて作っていきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

今、渡辺副大臣がおっしゃったように、そういうことを進めていくときに、やはりこれからは認定の能力のある人材がたくさん必要とされるのではないかと思います。時間が多少かかるのではないかと思います。

○記者

今の関連で、もう一点お聞きしたいのが、人材の育成、つまり認定に当たって国税庁に今、専任の職員を付けていますから、人材育成にコストもかかると思うのです。その部分については、やはりこれから見ていく必要があるのかどうか、それともそこは地方の自助努力で対応してもらおうということになるのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

地方に全くNPOを所管する自治体はないのか、小さな市町村は別ですけれども、都道府県あるいは政令市レベルですと、名称はいろいろあるでしょうけれども、NPOを担当している部署はあります。更には、地方税を所管する部分もあります。ですが、そこは税の部分とNPOの認証の部分とで、地方の組織はこうあるべきだというのは、今、具体的にイメージできませんけれども、やはり、そういう方々のノウハウの中でしっかりと、まず、初期にNPOとして見ていくときにどこを見るか。今後、例えば税の関係から見れば、そういう団体にどれだけの実際の実績というか、あるいはもっと外形的なことも含めて、どれだけ信頼足り得るかということは、自治体のもっている目利きの中で、私たちはできると思っています。

ですから、新しくNPOの認定を担当する人を育てるために、必要な助言とかアドバイスとか、時にはNPOのためのNPOの方々もいますので、そういう人たちに例えば行っていただいて指導するようなことがあっても、都道府県、政令市レベルならば、そんなにゼロの人材から養成するということころまでは、今のところそこまでのことはないだろうと、いろんな方と話をしながら、学識経験者やNPO関係者から聞いています。

また、あとは自治体の実務の部分については、まだ協議をすることがあると思えますけれども、そんなに自治体のコストや国のコストになる話ではないというふうに理解しております。

○峰崎財務副大臣

そのほか、どうぞ。

○記者

3点あるのですが、1点目はどのくらい今回の制度改正で寄附が増えるのか、担い手が広がるのかというのはなかなか見通しにくいと思うのですが、その辺りをどう思っているのかわかるのかということと、その先に、例えば補助金をすごく減らせるのではないかと、そういう副次的な効果みたいなものでお考えになっているところがあれば教えてください。

○峰崎財務副大臣

この間も財務省の記者会見のときに申し上げましたが、制度設計についてまだ数値が決まっていない段階では、なかなかそれがどうなるかというのは予測しにくいところがあります。ですから、我々は、先ほど渡辺副大臣がおっしゃったように、1%未満のような状態から、総理がおっしゃるように、何とか寄附優遇できるような認証団体を増やすことはできないだろうかという、そういう観点から入っておりますので、そこは寄附なり担い手なりを私たちがしっかりと増やしていけるように考えているし、私自身の考え方、渡辺副大臣もおっしゃると思うのですが、そのことによって補助金を削減させるためにやるというような発想には立っておりません。ただ、充実していく実態を見て、ここはあまり補助金は要らないねとか、そういうところは地域のそれぞれの現場において決まってくることだろうと思いますし、こういう寄附文化が広がっていくとか、そして、公益が広がっていくという、よく、自助、共助、公助と言っていますが、私はそれに互助というのが入ってきたのだろうと思っております。

○渡辺総務副大臣

具体的にこうなれば幾らぐらいの寄附が集まるだろうということは結果論でして、今、想定している議論は一切していません。ただ、今お話があったような、では、寄附が集まって、ある程度その寄附で賄われていけば、例えば自治体や国に対して補助金のお願いをしたりするような、行政の下請け的な部分から卒業するときがくるのだろうと思っておりますけれども、ただ、それもやはり成熟してこないとなかなか難しいと思っておりますし、また、将来的にはお上からの補助金等に依存するよりは、自前で公益性が認められて、いろんな方の寄附で独立してやっていくのが理想ではありますが、当面はまだ移行期は併存するのかなと思っております。将来的には是非補助金等に頼らなくてもやっていけるようにしていただければと思っております。

特に具体的にこういう効果が表れるとか、幾らぐらい集まりそうだということは一切議論しておりません。全く未知の話でございます。

○記者

2点目ですが、税額控除の割合ですけれども、渡辺副大臣の話では、政党への寄附金の30%というのを基本的に上回るというようなニュアンスの話をされていたと思うのですが、その辺りの方向性として、少なくとも30%と置いていいのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

それは私の私見ですけれども、中間報告にも少し書きましたが、やはり国税30%、地方税なし。30%の税額控除を受けられるというのは、日本で一番優遇されている税額控除ですね。それは政治家が自分たちの政治団体の分を払うときはそこまでしておいて、NPO団体に対しては、それより恩恵がないというのは、これはやはり批判のそしりは免れないだろうと思っております。

ですから、私自身は、少なくとも政治家への献金並みで当然あるべきだろうと思っておりますし、ただ、100%とか極端になりますと、これはもう寄附ではなくなりますの

で、寄附した分が戻ってくるといったら、納税回避運動になってしまいますから、やはり少なくとも最低でも 30%あれば、30%の税額控除というのが、私自身は持論として言ってきましたけれども、それならば国民の皆さんにも御納得いただけるのではないかと思います。

なぜその額かと言われたときに、我々政治家がいただいている最も恵まれた税額控除である政治献金並みの控除にしましたとした方が、我々も説明しやすいと思います。

○記者

最後です。そうすると、ほかの公益性のある団体などに税額控除を入れるかどうかという議論をするときに、例えば税額控除は入れるけれども、NPO法人とそのほかで率に差が出てくるということも十分あり得るということですか。

○渡辺総務副大臣

やはり寄附金の上限も当然あると思います。青天井で寄附できるわけにはいきませんので、政治献金の場合は所得税の 25%までという上限がありますので、そういう制度をもし導入するのであれば、例えば既存の公益法人、社会福祉法人とか、今でも法人の種類によってみなし寄付金限度額に差があるように、上限に差を付けるのかどうか。当然今まで貢献してきたところと、新興である認定NPO法人では、やはり最初から一律というわけにはなかなかいかないと思いますし、そこは少し議論の整理が必要だと思いますけれども、何らかの違いが当然あることは検討しています。

○記者

峰崎副大臣にお伺いしたいのですが、最後にありました国際課税小委員会の設置ですけれども、過去G20などでイギリスがトービン・タックスのアイデアを出したりとかという経緯はあるのですが、なぜ今のタイミングで国際連帯税を含む国際課税の小委員会を設置されてお話をスタートされるのか、お考えをお伺いしたいのですが。

○峰崎財務副大臣

今、なぜというよりも、これは税制改革大綱に今年いっぱいこういう検討をやらなければいけないということを書いているわけです。国際連帯税については、今、なぜと言われたときに、多分意識されているのはG20とか、今度もIMFの総会等でも銀行に対する課税といったようなことが議論されるようになっていますが、そういう意味で、このいわゆる革新的資金メカニズムの、フランスにリーダーシップを取っていただいた例のリーディンググループの中に日本も入ってしまっていて、この11月ぐらいにいわゆるトービン・タックスを含んだ議長国にたしか日本がなったはずです。

そういう意味では、それが直ちにできるという甘い予測を持っているわけではないのですが、そういう点について、やはり税制調査会の中でも専門家の皆さんにある程度の議論をしておいてもらった方がいいのではないかとということをございます。

もう一つ、例えばタックスヘイブンの問題とか、外国の税情報を交換する問題とか、本当に今、特に多国籍企業と申しますか、世界に広がっている企業との間のいわゆる

課税の扱いの問題、租税条約の問題といった点について、先ほど専門家委員会にあまりに付託し過ぎるというきらいがあるのではという意見もあったのですが、多分、これは本当に頭が痛くなるような大変複雑な仕組みといたしますか、問題を持っておりますので、まずそこをある程度ほぐしていただいて、そして我が税調での議論の準備をしておきたいと思っております、そういう意味で、国際連帯税に関しては、背景にはそういうものがあるということは、あまりマスコミ等では取り上げられませんけれども、是非、理解をしておいていただければというふうに思います。

○記者

この中間報告ですが、今後、円卓会議などに報告する予定があれば教えていただきたいのですが。

○渡辺総務副大臣

先日、総理には大体、PTの方向性をお伝えしました。近く、もし円卓会議でもあれば、当然、税調で今日はこういうふうな結論になり、それで、皆さんが報道して、関心を持たれる方には、今日の中間報告などがもし必要とあれば、円卓会議の場でも御説明もしたいと思っております。

○記者

先ほど峰崎副大臣が会合の中で、要は参院選の公約の中で大変重視されるだろうというお話があったのですが。

○峰崎財務副大臣

この中間報告ですか。

○記者

市民公益の方です。

今後、マニフェスト策定までに、例えば税率とか控除の額とか、更に数字を詰めていくという可能性はあるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

まだこれは、マニフェストをつくる主体は党ですから、私たちがああせよ、こうせよということはなかなか言えないところがあるのですが、ただ、我々の意見とかをまとめたものは必ずやそれを参考にされると思うのです。たしか、総理がマニフェストの最終作成の最後の委員長ですから、そういった中で、これはもう少し数値的に詰めてくれというような要請があれば、それは当然出てきますし、当然のことながら、そういう作業を引き続き、渡辺座長の下では、まだ中間ですから、いずれにしても、そういうものも出てくるかなと思います。

先ほど、私がマニフェストにも取り上げられるだろうというふうに言ったのは、取り上げてほしいという意味で言ったわけでありまして、それはこれから、この問題がどのように評価されるのかということにかかってくるのではないかと思います。

いろいろ、私は寄附文化を日本において根付かせていくに当たって、やや画期的な

中間報告になっているのではないかというふうに思いますので、これは本当に渡辺座長以下、我々は本当に後で評価をしていただけるのではないかというふうに自負はしているのです。

○記者

税額控除ですけれども、認定NPOだけではなくて、学校法人とか社会福祉法人にも導入するかどうか検討するとあるのですが、ここの課題とか、身近な存在ですので影響が大きいというのか、税収等の影響はどういうものが考えられるのかということを少し教えてください。

○渡辺総務副大臣

最終的には「新しい公共」の中で、既存の学校法人等は税額控除ではなくて所得控除の対象になっているわけですね。それで、これはまず数が多いということと、実際、もう一回、今度は学校や社会福祉法人も自治体に対して、やはり認定NPO並みの何らかの形で、さまざまな状況・実績について、もう一回審査みたいな形を必要とするのかどうか、そういうことも必要だと思うのです。

こういうことを言っただけですけれども、例えば学校で同窓会が多いところの方が寄附はたくさん集まるわけですね。あとは、これは私の個人的見解ですけれども、学校の資産を担保に入れてマネーゲームに狂奔しているなどというところがあったり、なかったり、聞いたりもするわけです。あるいは学校の運営実態の中にも留学生がほとんどを占めているとか、目の届かないところでいろいろ、ときどき取り上げられるようなものがありますね。果たして、そういう学校法人の実態なども含めれば、本当に大丈夫だろうか。逆に、今から厳しく審査されたNPOの方がしっかりしている部分も、厳しい部分などもあると思いますし、そういうことを1回、どこでどういうふうに全部するかということ、例えば希望者の方を対象にするのか。そういうことを、いろんな実情については当然、各官庁の、例えば文部科学省とか、あるいは厚生労働省とか、所管するところとやはり話をしたいというふうに思っています。

ただ、最終的には広げるという方向で考えていますが、その広げ方をどうするかということについて、さまざまなステージがあるのかなというふうには思います。

先ほどお話がありました「新しい公共」円卓会議ですが、明日の17時半からありますので、そこで御説明に上がります。

○峰崎財務副大臣

それでは、よろしゅうございますか。

記者会見を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

[閉会]